

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23720011

研究課題名(和文) HIV感染症を主とする public health の政治哲学的枠組みの分析

研究課題名(英文) An Analysis of the political philosophy regarding public health mainly involving HIV infection

研究代表者

大北 全俊 (OKITA, Taketoshi)

東北大学・医学(系)研究科(研究院)・助教

研究者番号：70437325

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000 円

研究成果の概要(和文)：HIV感染症を主とするpublic healthに関する事象について、その隠れた政治哲学的枠組みを明確にするとともに、今後の議論のための哲学的・倫理的枠組みを構築することを目的とする研究である。結論として、public healthに関する哲学的・倫理的議論の枠組みとは、個人と集団それぞれの位相、および規範的な議論の位相とpublic healthの権力作用を記述する位相、これらを多層的に併せ持つものであることを明確にした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to clarify the hidden political ideas on public health mainly involving HIV infection, and to build a philosophical and ethical framework for future arguments. The conclusion is that the philosophical and ethical framework for public health issues has multiple phases: the personal and collective phases, a normative argument phase and a phase to describe the power of public health.

研究分野：生命倫理学、哲学、倫理学

キーワード：政治哲学・思想 public health ethics HIV/AIDS 生権力/生政治 リベラリズム ミシェル・フーコ

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初である 2011 年は、感染症では A/H1N1 インフルエンザのパンデミック (2009)、またヘルスプロモーションの分野では「メタボリック・シンドローム」を特定健康診査・特定保健指導の対象とする動きや (2008)、第二次健康日本 21 の策定に向けた動き (施行は 2012 年) などがあり、国内外を問わず公衆衛生 public health に関する事象が関心事として議論されていた。また、HIV/AIDS の領域では、Swiss Statement (2008) が提示した treatment as prevention への関心が高まりつつある時期であった。

このような public health の動向は、その必要性と同時に倫理的な議論をも喚起するものであった。感染症対策で見られる「隔離」をはじめ、ヘルスプロモーションの動きは「ヘルシズム」や「victim-blaming」と呼ばれるような個人やその多様な生活様式への抑圧をもたらさう。

これらの事象については、近年 public health ethics と呼ばれる分野などで議論が蓄積されていた。また、政治哲学の分野においても、N. ダニエルズらの『健康格差と正義』などで議論が喚起されていた。これらはいかに public health に関する施策をすすめるべきか、その規範をめぐる議論であると言っていこう。

しかし、これら public health についてはもうひとつ別の議論の蓄積がある。それは M. フーコーによる生権力/生政治の記述である。フーコーが社会医学・公衆衛生に関心を示し、コレージュ・ド・フランスなどの講義でも数年にわたり関連する事柄について議論を展開しつつも著書にまとめることなく死に至ったことは知られている。フーコーによって進められた分析は、あくまで社会医学・公衆衛生がその時々々の統治や権力においてどのような機能を果たしていたのかという記述であり規範的な性格を持つものではない。しかしながら、現在およびこれからの public health の動向について読み解き、またしかるべき提言をするにあたって、極めて有益な分析であると言える。

以上より、public health が抱える諸問題を読み解き考察するためには、これらの諸議論を横断的に見渡す枠組みが必要と考えられた。

2. 研究の目的

HIV 感染症を主とする public health に関する事象、なかでも個人と社会の関係性について哲学的・倫理的見地から分析し、その隠れた政治哲学的枠組みを明確にすること、また今後の議論のための哲学的・倫理的枠組みを構築することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 文献研究

public health ethics に関する諸論文をはじめ、政治哲学に関する文献等の読解を通して倫理学および政治哲学的な議論の枠組みについて検討する。

(2) 関連事象の調査

HIV/AIDS を主とする public health の諸事象についての調査。主に web 上で情報を収集するほか、関連論文やパンフレットなどの収集、関連学会への参加等により実施した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

結論として、public health に関する哲学的・倫理的議論の枠組みとは、一枚岩のものとしては語り得ず、相互の緊張を内包する異なる位相 (個人の位相と集団の安全を目的とする位相、そして規範的な議論の位相と public health の権力作用をメタ的に記述する位相) を同時に併せ持つものでなければならないということである。以上の知見について、フーコーを主とする文献読解および、HIV/AIDS の諸事象の分析によって得られた。

倫理学および政治哲学の議論とフーコーによる権力の記述について

「私が変化を辿ってみたいのは、政治理論のレベルではなくて、むしろ権力の諸々のメカニズムや技術やテクノロジーのレベルにおいてです」(M. フーコー (石田英敬/小野正嗣訳)『社会は防衛しなければならない』筑摩書房、241、2007)。このように、フーコーの分析の視点から見れば、功利主義などの倫理理論をはじめとした規範的な倫理理論・政治理論はそれぞれ「テクノロジー」と見なされる。その時々々の力/権力をどのように秩序立て統治するか、倫理理論や政治理論は合理性を提示することで、力/権力の働く方向性を秩序付ける。フーコーの視座は一旦その是非を棚上げにし、合理性のシステムとその変容を観察することにある。

なかでもフーコーが社会医学・公衆衛生の機能を分析するために目を向けたのが「リベラリズム」と呼ばれる統治の枠組みである。この分析は 1974 年のリオ・デ・ジャネイロ講演 (『医学の危機あるいは反医学の危機?』『社会医学の誕生』) からコレージュ・ド・フランス講義『社会は防衛しなければならない』『安全・領土・人口』『生政治の誕生』(1975-1979) に至る一連の講演で語られている。講演自体のテーマは一貫しているとは言いが、主なモチーフは、18 世紀以降、社会医学・公衆衛生が重要視されていくこととその背景となる統治のあり方、その両者の関連を分析することであった (実際の分析は統治性そのものの分析から新自由主義の経済理論の分析へとスライドしていくが)。その分析が主な対象としていた枠組みが「リベラリズム」である。

法権利の主体と個人の自由を尊重しようとする配慮するひとつのシステムにおいて、人口として構成された人々の総体に関わる諸現

象、つまり健康、衛生、出生率、寿命、人種といった諸現象を統治すること、この相矛盾する課題を抱えているのがリベラリズムという枠組みであるとフーコーは位置付けた。そして、上記のような課題をかかえるリベラリズムの統治のテクノロジーとして、フーコーは『監獄の誕生』までに析出した規律権力に重ねて、「生権力」を見出す。「生権力」とは、規律権力が個々の身体に介入することに対して、「人口」に対して介入する。個々の身体を細く規律化し、個人を主体化＝服従化することに規律権力は関心を向けたのに対して、生権力はその関心は個人にはない。全体としての「人口」が維持されることに関心を向けるのであり、その権力が使用するテクノロジーの代表が「統計」である。こうして現在の疫学を中心とする公衆衛生が要請される。そして、生権力/生政治は「生かす権力」であると同時に、一定の人々を「死ぬに任せる権力」でもある。この「生かすもの」「死ぬに任せるもの」の線引きにこそ、上記のアンビヴァレントな課題をかかえるリベラリズムの統治が維持されうる要因がある。フーコーは歴史的な記述より、その線引きとして人種主義をあげるが（この点は、H. アレントの『全体主義の起源』でなされた人権をめぐる分析と重なるものと思われる）、現在においてはより異なった仕方で現れることを示唆している。フーコー自身は公衆衛生が生権力/生政治で果たす機能そのものの分析から離れ、新自由主義の経済理論（「競争」の分析）へと向かうが、この「線引き」の発生にいかにか公衆衛生と医療が機能しているのか、その分析は未だ残されていると言える（この点について再現的に分析を試みたのが重田園江『フーコーの穴』である）。あるいは、フーコーの分析の意義は、「線引き」そのものの明確化というよりも、リベラリズムにおいてこの「線引き」が合理性と規範の後盾をもってどのようなパリエーションで現れ出るか、それへの注意を喚起することそのものと言える。

いわば、このようなフーコーが記述したリベラリズムの統治システムの中に、public health の施策の是非を検討する public health ethics やその参照項としての政治理論が位置付けられると言って良い。

もっとも、「適切な」感染症対策やヘルスプロモーションのあり方を検討することは不可欠であり、そのためには規範的な議論を行う必要がある。public health ethics および J. ロールズや M. C. ヌスバウムなどの政治哲学が提示する原理およびアプローチは、プラグマティックな意義をフーコーの記述以上に持つ。しかしながら、Nuffield Council on Bioethics による public health ethics に関する報告にも指摘されているように、public health ethics の議論は国家 state を最終的な責任主体としており、おおむね日本を含む欧米諸国の政治体制はリベラリズムとして位

置付けられる以上、その枠内において規範的な議論を展開せざるを得ない。それゆえ、図らずもそれらの規範的な議論は、リベラリズムの統治の要である「生かすもの」と「死ぬに任せるもの」の線引きの発生に寄与する可能性がある（規範的な議論の内部においても、例えばヌスバウムのロールズに対する障害者の位置付けに関する批判などがこの線引きの発生をみるにあたって示唆的である）。

このように、実際の public health の施策の是非を規範的な議論に基づき検討しつつ、同時に、そこから導き出された知見を、フーコーのリベラリズムの統治に関する分析の視点から再検討する必要があるものと考えられる。

ちなみに、この多層性を一つに解消することが可能であるか否かは不明であるが、少なくとも現時点では上記の多層性に配慮した議論の枠組みは有効なものと考えている。

HIV/AIDS の事象の分析を通して

HIV/AIDS の事象は多岐にわたるが、主に予防施策の変遷、なかでも treatment as prevention などに代表される biomedical prevention の動向に焦点をあてて分析を進めた。

HIV/AIDS の予防はこれまでより感染リスクの低い行為へと行動変容を促すことに関心が向けられており、そのための介入プログラムの開発が盛んに行われていた。それはいわば、フーコーの記述する規律権力に合致する。

それに対して、近年注目を浴びているのが薬剤を用いた予防 biomedical prevention である。これは、抗 HIV 薬が陽性者の血中のウイルス量を検査の検出限界以下にする働きに注目し、陽性者であっても薬剤によってウイルス量がコントロールされていれば感染力は極めて低くなる（感染力はないとまで言い切る議論もある）ことを利用した予防施策である。その可能性を示唆した Swiss statement (2008) を契機に、予防効果を調べる臨床試験 HPTN052 によってその予防効果の高いエビデンスが報告されてから（2011）全世界的に biomedical prevention が予防ポリシーとして組み込まれ始めた。その具体的な方法としては、陽性者のウイルス量を下げる treatment as prevention という手法と、非感染者が抗 HIV 薬を服用することでウイルス感染を予防する PrEP などの手法がある。いずれも、その予防効果を調べる研究手法やその効果の意味づけにおいて、個人というよりも集団としての効果（コミュニティのウイルス量を指標にする議論や、全人口のうち投薬治療を受けウイルス量が検出限界以下になっている割合はどれくらいかといった議論など）にむしろ関心を向けた予防施策であり、より生権力/生政治的な予防テクノロジーということができる。このあたりの動向については、《大北全俊・檜垣立哉編『ロボット・身体・テクノロジー：バイオサ

イエンスの時代における人間の未来』・「HIV感染症をめぐる諸技術について フーコーの生権力/生政治と自己のテクノロジーの可能性」・137～161・大阪大学出版会・2013。》で記述した。

以上のような状況を踏まえ、biomedical prevention のポリシー化の是非についての議論と同時にその動向が意味するもの、あるいは意味しうるものについての分析がまさに現在の課題と考え、本研究の主たる事象研究の対象とした。そのポリシー化の是非については《T. Okita・Uncertain Risk, Public Health, and Ethics: Considering the Ethical Framework for HIV Prevention Strategy・Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine 8・2014》にて論文としてまとめた。

上記論文において検討した論点は主に二つであり、biomedical prevention は過去の議論がされていた sexual ethics を喚起するかということと、そのポリシー化は望ましいか否か、ということである。

まず1点目の、sexual ethics については、1980 当初の HIV の感染報告から 1990 年ごろ、未だ HAART 療法が導入される以前に主になされていた議論であり、陽性者は性行為をするにあたり、感染の事実をパートナーに告げるべきであるかないかということを中心としていた。いかにコンドームなどのリスク・リダクションを実践していても感染の可能性はゼロではなく、それゆえ、インフォームドコンセントと類比的に情報開示に基づく同意が必要とされるという意見と、リスク・リダクションを実施している以上、情報開示の必要はなく、またその公的な要請は公衆衛生上好ましくない、という意見との間で展開された議論である。この議論については、D. Ainslie による議論の整理を参照し、両者の意見とも是であることを示した。

つまり、個人的な倫理としては、インフォームドコンセントなどに代表されるように情報開示に基づき自律的に行動を選択すること、またそれを個人に保障することは望ましい。しかしそれは、陽性者に過重な負担を負わせることになるため、感染の潜在化（検査により感染ステータスを明確化することの忌避）を招く恐れがあり、また感染やそのリスクに気づいていない人からの感染を予防できないため、public health としては望ましくない。集団として public health を有効にするためには、むしろリスク・リダクションをあまねく広め、感染の有無で規範を過重にしないことが望ましい。このように、個人の視点に立つか、public health つまりは社会/国家の視点に立つかによって、導かれる回答は異なるということである。このように、sexual ethics の議論は、public health をめぐる諸事象が内包する多層性を代表する議論だったということである。

以上より、2点目の biomedical prevention

を予防ポリシーとして組み込むべきか否かということについての倫理的な検討に移ることになる。問いが予防ポリシーとしての是非であるため社会/国家の視点にたった議論であることは明確である。それゆえ、日本などのリベラリズムを基本とする国家において、biomedical prevention の導入が倫理的に望ましいか否かという検討となる。その点について、biomedical prevention の予防効果はいまだ検証途上であるとしてもそのエビデンスは固まりつつあり、また行動変容を促す予防施策よりも個人の（なかでも陽性者の）行動の多様性を保障するものであるから、その導入は望ましいと結論付けた。

このように、多層性に配慮した議論を展開することにより、現在の主たる課題である予防ポリシーの是非について一定の見解を導き出すことができた。

しかしながら、これがまさに で指摘したリベラリズムの枠内での規範的な議論である。この見解に対して生権力/生政治の視座による再検討が必要とされる。biomedical prevention は確かに個々人の行動の幅を広げ、より HIV/AIDS のスティグマを低減することに寄与しうる。しかしながら、それは同時に、予防対策の医療化および個人化を促進する可能性がある。これまでの予防対策が行動変容を促すため、社会的な構造に目を向けてきたが、それがパスされ個人的な諸事情に予防の是非が還元される可能性が高まる。ここに、新たな「生かすもの」と「死めに任せもの」の線引きが発生する可能性があり、それに注意を向ける必要がある（この点については、研究の締めくくりとして開催した研究会において報告した）。

HIV/AIDS 以外の事象について

第二次健康日本 21 (2012) についてその成立過程から分析を行い、ヘルスプロモーションが内包する問題について分析を行った。数値目標のさらなる導入やヘルスプロモーションと経済効果との関連により関心が向けられている点に、新自由主義と共通して見出される問題や、リベラリズムゆえによりアイロニカルに生活様式が画一化されうる可能性について一定の見解をえることができた（第 31 回日本医学哲学・倫理学会にて報告）。

(2) 国内外の位置付けとインパクト

public health に関する事象について、その哲学的・倫理的議論の枠組みを、public health ethics などの規範的な議論から、フーコーなどによってなされる権力分析までを視野に入れて検討し、また一定の枠組みを提示した研究はこれまでにないものと思われる。

また HIV/AIDS の領域については、biomedical prevention のポリシー化の是非について現在国際的に議論がなされており、それに参与するものと考えられる。

(3) 今後の展望

一つには、HIV/AIDSを軸に、より規範的な議論およびその権力分析をあわせた研究とそのアウトプットを進める必要があると考えている。biomedical preventionの動きは日進月歩であり、この動向をフォローしつつ、新たに発生しつつある「線引き」についての分析を進める必要があるものと考えている。

また、本研究で検討できなかった「自己の形成」をめぐる分析を進める予定である。フーコーがリベラリズムの統治性の分析を新自由主義まですすめながら、その後「自己への配慮」など自己をつくりあげていくその作用に分析の軸を移したこともよく知られている。その後、J. バトラーがフーコーの主体の形成に関する思索を受け継いでいるが、この点についての分析もpublic healthの哲学的・倫理的な分析として追求されるべきテーマであると考えている。社会/国家を主体とするpublic healthの是非やその機能に関する分析と同時に、個人として何をなし得るのか、その持ち得る可能性は何か、その分析もフーコーが示唆した「生かすもの」「死ぬに任せるもの」の線引きにいわば実践的に応答するにあたって必須のものとする。この点については、より実際的な調査などを関連領域の研究者(社会学や文化人類学)を交えてすでに着手しているところである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

T. Okita, Uncertain Risk, Public Health, and Ethics: Considering the Ethical Framework for HIV Prevention Strategy, Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine, 査読有、8巻、2014、61-87

横田恵子、大北全俊、ソーシャルワーク専門職定義の変遷と現状 社会倫理学・政治思想的含意に関わる一考察、神戸女学院大学論集、査読無、60巻1号、2013、207-214

http://ci.nii.ac.jp/els/110009676334.pdf?id=ART0010157939&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1432175325&cp=

大北全俊、ヘルスコミュニケーションの倫理 のための試論、保健医療社会学会論集、査読無、22巻2号、2012、22-29

http://ci.nii.ac.jp/els/110009841639.pdf?id=ART0010355250&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1432175415&cp=

大北全俊、M.フーコーの社会医学/公衆衛生の記述について、待兼山論叢、査読無、45巻、2011、1-15

<http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/handle/11094/25102>

[学会発表](計 2 件)

大北全俊、健康増進の動きとそれへの応答について M. フーコーの思索を手がかりに、第31回日本医学哲学・倫理学会、2012年11月17日、金沢大学(石川県・金沢市)

T. Okita, On the political and ethical implications of public health actions concerning HIV infection, The Sixth International Conference on Applied Ethics, 2011年10月28日、北海道大学(北海道・札幌市)

[図書](計 3 件)

大北全俊、金芳堂、公衆衛生の倫理(伏木信次ほか編『生命倫理と医療倫理 改訂3版』所収) 2014、205-215

T. Okita, Oxford University Press, What is expected of public health ethics (A. Akabayashi ed. The Future of Bioethics) 2014、546-549

大北全俊、大阪大学出版会、HIV 感染症
をめぐる諸技術について フーコーの生
権力/生政治と自己のテクノロジーの可能
性 (檜垣立哉編『ロボット・身体・テク
ノロジー：バイオサイエンスの時代におけ
る人間の未来』所収) 2013、137-161

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大北 全俊 (OKITA, Taketoshi)
東北大学・大学院医学系研究科・助教
研究者番号：7 0 4 3 7 3 2 5

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：